

総務環境常任委員会会議記録

日 時 令和4年12月15日（木曜日）
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前10時 0分 開議
午前11時24分 散会

付託事件

議案第79号、議案第95号（ただし、第1表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分、第6款、第8款、第9款及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第2表債務負担行為補正を除く）、議案第99号、議案第100号（ただし、別表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分、第5款、第6款、第7款、第8款、第9款及び第10款中文教福祉委員会所管分を除く）

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第 79号 水戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
- ② 議案第 95号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第8号）（ただし、第1表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分、第6款、第8款、第9款及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第2表債務負担行為補正を除く）
- ③ 議案第 99号 水戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- ④ 議案第100号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第9号）（ただし、別表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分、第5款、第6款、第7款、第8款、第9款及び第10款中文教福祉委員会所管分を除く）

2 出席委員（6名）

| | | | |
|-----|-----------|------|-----------|
| 委員長 | 高 倉 富士男 君 | 副委員長 | 佐 藤 昭 雄 君 |
| 委員 | 田 中 真 己 君 | 委員 | 大 津 亮 一 君 |
| 委員 | 栗 原 文 隆 君 | 委員 | 福 島 辰 三 君 |

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（なし）

5 説明のため出席した者の職、氏名

| | | | |
|------------------------|-----------|---------------|-----------|
| 副市長 | 田 尻 充 君 | | |
| 市長公室長 | 小田木 健 治 君 | 秘書課長 | 篠 原 芳 之 君 |
| 政策企画課長 | 宮 川 孝 光 君 | 交通政策課長 | 川 上 悟 君 |
| デジタル イノベーション 課 長 | 北 條 佳 孝 君 | みとの魅力 発信課長 | 出 沼 大 君 |

| | | | |
|-------------------------------|--------|----------------------------------|--------|
| 総務部長 | 園部孝雄君 | 総務部参事兼 行政経営課長 | 熊田泰瑞君 |
| 総務法制課長 | 上垣外泰之君 | 人事課長 | 安里裕行君 |
| 財産活用課長 | 加藤富寛君 | 市民課長 | 渡邊徳子君 |
| 財務部長 | 白田敏範君 | 税務事務所長 | 川津英臣君 |
| 税務事務所 参事兼 市民税課長 | 佐々木信也君 | 財政課長 | 佐藤直明君 |
| 契約検査課長 | 鈴木和男君 | 資産税課長 | 浅野一志君 |
| 収税課長 | 高安正紀君 | | |
| 市民協働部長 | 川上幸一君 | 市民協働部 副部長 (文化交流課長 事務取扱) | 小嶋いつみ君 |
| 市民協働部 技監 | 太田達彦君 | 市民協働部 参事兼 市民生活課長 | 白石嘉亮君 |
| 市民協働部 参事兼 新市民会館 整備課長 | 須藤文彦君 | 市民協働部 参事兼 スポーツ課長 | 柏直樹君 |
| 市民協働部 技監兼 体育施設整備 課長 | 青山和夫君 | 市民協働部 参事兼 男女平等参画 課長 | 石塚美也君 |
| 防災・危機 管理課長 | 小林良導君 | 生活安全課長 | 村沢晶弘君 |
| 生活環境部長 | 佐藤則行君 | 生活環境部 参事兼 衛生事業課長 | 黒澤純一郎君 |
| 環境保全課長 | 坪井正幸君 | ごみ減量課長 | 栗原千尋君 |
| 廃棄物対策 課長 | 荻沼学君 | 清掃事務所長 | 武田和馬君 |
| 会計管理者兼 会計課長 | 小田木義弘君 | | |
| 選挙管理委員会 事務局長 | 外岡淳一君 | | |
| 監査委員 事務局長 | 和田隆君 | 監査委員 事務局次長 | 永井誠一君 |
| 議会事務局長 | 天野純一君 | 総務課長 | 加藤清文君 |

6 事務局職員出席者

| | | | |
|--------|-------|------|-------|
| 総務課長補佐 | 吉田友洋君 | 議事係長 | 武井俊夫君 |
|--------|-------|------|-------|

午前10時 0分 開議

○高倉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

さきの本会議において当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表(1)のとおり、議案第79号ほか3件であります。

それでは、審査の進め方について、お諮りをいたします。委員会の審査日程が2日間となっておりますので、本日は、初めに、執行部に提出議案の説明を求め、その後、質疑を行いまして、明日、御意見等を伺った後、採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に、お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第79号ほか3件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、これより執行部から、順次、提出議案の説明を願います。

初めに、議案第79号 水戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について、執行部から説明願います。

安里人事課長。

○安里人事課長 議案書①、1ページをお開き願います。

水戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について、人事課提出の参考資料①により御説明いたします。

1の改正理由につきましては、国家公務員の定年引上げを踏まえた地方公務員法の改正に伴い、職員の定年引上げ等を行うため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容につきましては、(1)定年年齢といたしまして、表のとおり、令和5年度以降、定年年齢を2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年度に65歳とし、定年年齢を60歳から65歳に引き上げるものでございます。

次に、(2)管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制については、組織の新陳代謝を計画的に行い、組織の活力を維持することを目的に新たに導入するものです。

具体的には、保健所長等の医療職を除き、管理監督職勤務上限年齢を60歳と規定し、管理職手当が支給となる職員が60歳に達した場合には、60歳に達した翌年の4月1日までに管理監督職以外の職に降任等を行うこととするものです。

(3)定年前再任用短時間勤務制・暫定再任用制度については、定年年齢を65歳まで引き上げる一方で、60歳以降の職員の多様な働き方を可能とするため、60歳に達した以後に退職した職員について、定年退職に相当する日までの間、短時間勤務の職に任用することができる定年前再任用短時間勤務制を導入するも

のです。

また、現行の再任用制度は廃止をするものの、年金支給開始年齢となる65歳までの継続的勤務を可能とするため、定年の段階的な引上げ期間中は、経過措置として、現行の再任用制度と同様の制度を暫定再任用制度として措置するものです。

(4)60歳を超える職員の給与に関する措置については、国に準じ、従来の定年である60歳を超えた職員の給料月額、当分の間、職員が60歳に達した日以後の最初の4月1日以後、60歳時の給料月額の7割の水準とするものです。

(5)高齢層職員の昇給抑制措置及び行政職給料表の号給増設については、定年引上げにあわせ、国と同様に55歳(医療職については57歳)を超える職員の昇給については、勤務成績が極めて良好または特に良好である場合に限り行うこととするほか、高齢層の昇給機会確保のため、行政職給料表の4級に4号給を増設するものです。

2ページを御覧願います。

(6)情報提供・意思確認制度については、当分の間、職員が60歳に達する年度の前年度に、60歳以後の任用及び給与に関する措置の内容、その他必要な情報を提供するとともに、職員の60歳以後の勤務の意思を確認するよう努めるものとするものです。

(7)関係条例の改正等としまして、定年引上げ等に関する地方公務員法の改正に伴う用語の整理、その他所要の整備等を行うため、資料記載のAからケまでの条例改正等を行うものです。

3の施行期日につきましては、令和5年4月1日となります。ただし、次の各号に掲げる規定については、当該各号に定める日から施行するものです。

(1)令和5年4月1日までに情報の提供及び勤務の意思の確認を行う職員の年齢を60歳とする規定は、公布の日から。

(2)高齢層職員の昇給抑制及び給料表の号給の増設に係る規定については、令和5年度の人事評価結果を令和6年4月1日の昇給に反映することとあわせ、施行日を令和6年4月1日とするものです。

3ページから39ページは新旧対照表、40ページ以降は参照条文となっておりますので、御参照願います。

次に、前回の委員会において資料請求のございました、年度ごとの定年該当職員数について、提出しました参考資料②により、御説明申し上げます。

資料は、左の列が生年月日の区分、左から2列目が該当職員数、3列目以降が年度別の到達年齢、さらには、段階的に引き上げる定年該当年度に網かけのほうをして表示しております。

まず、年度別の職員数につきましては、2行目から順に、昭和37年度生まれが32人、昭和38年度生まれが27人、昭和39年度生まれが33人、昭和40年度生まれが36人、昭和41年度生まれが34人、昭和42年度生まれが39人となっております。

定年年齢の引上げの具体例としまして、3行目の昭和38年度生まれの職員につきましては、令和5年度に従来の定年年齢の60歳に到達となりますが、今回の条例改正により、令和5年度から定年年齢が61歳となることから令和6年度に定年年齢に該当となり、4行目の昭和39年度生まれの職員につきましては、

令和6年度に60歳、令和7年度に61歳となりますが、令和7年度に定年年齢が62歳に引上げとなることから令和8年度に定年に該当となるなど、令和5年度以降の場合には定年年齢は2年に1歳ずつ段階的に引上げとなりまして、実際の定年の該当年齢につきましては、昭和38年度生まれは61歳、昭和39年度生まれは62歳、昭和40年度生まれは63歳、昭和41年度生まれは64歳、生まれが昭和42年度以降については65歳となっていきます。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、議案第95号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第8号）（ただし、第1表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分、第6款、第8款、第9款及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第2表債務負担行為補正を除く）について、執行部から説明を願います。

佐藤財政課長。

○佐藤財政課長 それでは、議案書①の65ページをお開き願います。

市議会議案第95号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第8号）について御説明いたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ35億6,180万円を追加し、総額を1,357億6,271万2,000円とするとともに、第2条で債務負担行為の追加、第3条で地方債の変更を行うものであります。

ページを返していただきまして、66ページ、67ページの第1表歳入歳出予算補正には、歳入歳出予算それぞれの款項ごとの補正額等をお示ししております。

なお、これらの詳細につきましては、この後、御説明いたします。

議案部分の説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、第1表中歳出中第2款総務費、1項総務管理費、2目財政管理費について、佐藤財政課長。

○佐藤財政課長 それでは、恐れ入りますが、議案書②補正予算に関する説明書の4ページ、5ページをお願いいたします。

それでは、歳出予算について御説明いたします。

まず、1行目でございますが、2款総務費、1項総務管理費、2目財政管理費につきましては、地方財政法の規定に基づき、令和3年度の決算剰余金の2分の1以上の額である30億1,800万円を財政調整基金に積み立てるものであります。

なお、この積立てによりまして、今年度末の財政調整基金の残高は約56億9,300万円となる見込みでございます。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、4目財産管理費について、加藤財産活用課長。

○加藤財産活用課長 続きまして、同じページの4目財産管理費につきましては、電気料金の高騰に伴い、市役所本庁舎の電気料に不足が生じることから、庁舎管理費を2,590万円増額するものであります。

なお、市役所本庁舎の電気料につきましては、当初予算において7,100万円措置しておりましたが、補正後においては36%増の9,690万円となるものであります。

説明は以上です。

○高倉委員長 次に、9目出張所費について、渡邊市民課長。

○渡邊市民課長 続きまして、9目出張所費につきましては、電気料金の高騰に伴い、赤塚、常澄、内原の各出張所の電気料に不足が生じることから、出張所運営経費を740万円増額するものであります。

なお、出張所の電気料金につきましては、当初予算において1,369万1,000円を措置しておりましたが、補正後においては54.1%増の2,109万1,000円となるものであります。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、11目市民センター費について、白石参事兼市民生活課長。

○白石市民協働部参事兼市民生活課長 続きまして、同じく11目市民センター費につきましては、電気料金及び灯油単価等の高騰に伴い、市民センターの電気料及び燃料費に不足が生じることから、市民センター運営経費を1,450万円増額するものでございます。

市民センターの光熱費及び燃料費につきましては、当初予算において6,293万6,000円を措置しておりましたが、補正後においては23%増の7,743万6,000円となるものでございます。

以上でございます。

○高倉委員長 次に、14目交通安全対策費について、村沢生活安全課長。

○村沢生活安全課長 続きまして、14目交通安全対策費につきましては、電気料金の高騰に伴い、自転車駐車場の電気料に不足が生じることから、自転車駐車場管理経費を120万円増額するものであります。

なお、自転車駐車場の電気料につきましては、当初予算において400万円を措置しておりましたが、補正後においては30%増の520万円となるものであります。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、17目芸術館費について、小嶋市民協働部副部長。

○小嶋市民協働部副部長（文化交流課長事務取扱） 続きまして、17目芸術館費につきましては、電気料金の高騰に伴い、芸術館を管理する指定管理者の委託料に不足が生じることから、芸術館運営経費を1,790万円増額するものでございます。

芸術館の電気料につきましては、当初予算において5,500万円措置しており、補正後においては32.5%増の7,290万円となるものでございます。

以上でございます。

○高倉委員長 次に、18目国際交流費について、小嶋市民協働部副部長。

○小嶋市民協働部副部長（文化交流課長事務取扱） 続きまして、18目国際交流費につきましては、電気料金の高騰に伴い、国際交流センターを管理する指定管理者の委託料に不足が生じることから、国際交流経費を140万円増額するものでございます。

国際交流センターの電気料につきましては、当初予算において320万4,000円を措置しており、補正後におきましては43.7%増の460万4,000円となるものでございます。

以上でございます。

○高倉委員長 次に、19目市民会館費について、須藤参事兼新市民会館整備課長。

○須藤市民協働部参事兼新市民会館整備課長 続きまして、19目市民会館費につきましては、G7内務・安全担当大臣会合経費といたしまして、1,010万円を補正措置するものでございます。

令和5年12月の同会合の開催に向け、茨城県が中心となり発足するG7茨城水戸内務・安全担当大臣会合推進協議会に係る本市の負担金と附帯事務費でございます。

説明は以上です。

○高倉委員長 次に、第4款衛生費、3項墓園斎場費、2目斎場費について、黒澤参事兼衛生事業課長。

○黒澤生活環境部参事兼衛生事業課長 続きまして、同じく議案書②の8ページ、9ページをお願いいたします。

上から3番目の表となります。

4款3項2目斎場費につきましては、電気料金等高騰に伴い、斎場の電気料等に不足が生じることから、斎場費を380万円増額するものであります。

斎場の電気料等につきましては、当初予算において2,743万7,000円を措置しておりましたが、補正後におきましては13.8%増の3,123万7,000円となるものでございます。

以上です。

○高倉委員長 次に、4項清掃費、3目し尿処理費について、黒澤参事兼衛生事業課長。

○黒澤生活環境部参事兼衛生事業課長 続きまして、同じページの一番下の表となります。

4款4項3目し尿処理費につきましては、電気料金の高騰に伴い、見川クリーンセンターの電気料に不足が生じることから、し尿処理費を1,000万円増額するものであります。

見川クリーンセンターの電気料につきましては、当初予算において3,600万円を措置しておりましたが、補正後においては27.8%増の4,600万円となるものでございます。

説明は以上です。

○高倉委員長 次に、第10款教育費、6項保健体育費、2目体育施設費について、青山技監兼体育施設整備課長。

○青山市民協働部技監兼体育施設整備課長 同じく議案書②補正予算に関する説明書の16、17ページを御覧願います。

10款6項2目体育施設費につきましては、指定管理者であります水戸市スポーツ振興協会におきまして、施設管理費のほう、電気料等に不足が生じることから、水戸市スポーツ振興協会への委託料を1,400万円増額するものでございます。

なお、指定管理者のスポーツ振興協会への全体の委託料につきましては、当初予算におきまして10億5,380万円を措置しておりましたが、補正後におきましては約1.3%増の10億6,780万円となるものでございます。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、歳入について、佐藤財政課長。

○佐藤財政課長 歳入について御説明いたしますので、議案書②の2ページ、3ページまで、お戻りください。

まず、上段の16款国庫支出金、2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金につきましては、橋りょう新設改良事業及び市街地整備推進事業の増額に伴う財源といたしまして、目の合計で4,750万円を増額するものであります。

次に、中段、21款1項1目繰越金につきましては、今回の補正に要する一般財源として、前年度剰余繰越金を34億6,710万円措置したものであります。

下段、23款1項市債、5目土木債につきましては、道路橋りょう事業及び市街地整備推進事業の補正に伴う財源として、4,720万円を増額するものであります。

財源の説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、第2表債務負担行為補正及び第3表地方債補正について、佐藤財政課長。

○佐藤財政課長 それでは、恐れ入りますが、議案書①の68ページをお願いいたします。

まず、債務負担行為について御説明いたします。

上段の第2表債務負担行為補正を御覧いただきまして、1行目の水戸の桜まつりに係る債務負担につきましては、翌年3月下旬から4月上旬にかけて開催する水戸の桜まつりに要する経費として、限度額300万円を設定するものであります。

2行目の水戸市いきいき交流センターあかしあ管理運営に係る債務負担につきましては、指定管理者の指定に伴う債務負担行為であり、指定期間の令和5年度から7年度までの管理運営費として、限度額1億2,230万円を設定するものでございます。

なお、債務負担行為につきましては、議案書②の補正予算の説明書18ページ、19ページに関連する調書を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、下段の、3表地方債補正でありますけれども、市債の増額補正に伴い、限度額を補正するものであり、道路橋りょう事業については10億8,640万円から10億9,650万円に、都市計画事業については16億7,900万円から17億1,610万円にそれぞれ増額するものであります。

なお、地方債補正につきましても議案書②の20ページ、21ページに関連する調書を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

市議会議案第95号の総務環境委員会所管分の説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、議案第99号 水戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

安里人事課長。

○安里人事課長 それでは、追加議案書④、1ページをお開き願います。

市議会議案第99号 水戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、人事課提出資料により御説明いたします。

1の改正理由につきましては、国等に準じて令和4年度の給与改定を実施するため、水戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正するものです。

2の主な改正内容ですが、まず、(1)の水戸市職員の給与に関する条例の一部改正となります。

ア、第1条は、令和4年度の改正となりますが、(ア)給料表の改正については、若年層に重点を置きなが

ら平均0.3%を引き上げることとし、大学卒業程度の初任給を3,000円、高校卒業程度の初任給を4,000円引き上げる改定を行うものです。

また、消防職、医療職、技能労務職及び企業職の給料についても、行政職との均衡を基本に所要の改正を行うものです。

(イ)令和4年12月の勤勉手当につきましては、支給割合を0.1月分、再任用職員は0.05月分引き上げるものです。

続いて、イ、第2条は令和5年度の改正となります。

令和5年度以降の勤勉手当の支給割合については6月期、12月期の支給割合が均等となるよう改正を行うものです。

表は、一般職員の期末・勤勉手当の支給割合となっており、上の行から現行、令和4年度改正後、その下が令和5年度以降の支給割合となっており、網かけ部分が改正箇所となっております。

次に、2ページをお開き願います。

(2)市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正につきましては、ア、第3条は令和4年度の改正となります。

市議会議員の令和4年12月期における期末手当を0.05月分引き上げ、イ、第4条の令和5年度の改正においては、令和5年度以降の6月期及び12月期の支給割合が均等となるよう改正をするものです。

表は市議会議員の期末手当の支給割合となっており、上の行から現行、令和4年度改正後、令和5年度以降の支給割合ということで、網かけ部分が改正箇所となっております。

次に、(3)の常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、市議会議員と同様に常勤特別職の改正を行うものです。

ア、第5条の令和4年度の改正については、常勤特別職の令和4年12月における期末手当を0.05月分引き上げ、第6条の令和5年度の改正については、令和5年度以降の6月期及び12月期の支給割合を均等となるように改正を行うものです。

表は、常勤特別職の期末手当の支給割合となっておりまして、上の行から現行、令和4年度改正後、令和5年度以降の支給割合で、網かけ部分が改正箇所となっております。

次に、(4)の会計年度任用職員の報酬月額の上上げとなります。

会計年度任用職員の報酬月額は常勤職員の給料表を準用して算定していることから、給料表の改定に伴い、報酬額が引上げとなります。

ただし、改正適用分については、常勤職員と任用状況が異なることを踏まえ、会計年度任用職員協同組合との協約に基づき、改正条例の公布の翌月、今回の場合、令和5年1月分から適用として規定を整備するものです。

3の施行期日等につきましては、(1)令和4年度の改正に関する第1条、第3条、第5条の規定については令和4年4月1日から適用とし、(2)の令和5年度以降の改正に関する第2条、第4条、第6条の規定については令和5年4月1日からの施行となります。

説明は以上となります。

○高倉委員長 次に、議案第100号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第9号）（ただし、別表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分、第5款、第6款、第7款、第8款、第9款及び第10款中文教福祉委員会所管分を除く）について、執行部から説明を願います。

佐藤財政課長。

○佐藤財政課長 それでは、追加議案書④の15ページをお開き願います。

御説明いたします。

市議会議案第100号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第9号）について御説明いたします。

第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,970万円を追加し、総額を1,357億9,241万2,000円とするものでございます。

ページを返していただきまして、16ページ、17ページの別表に歳入歳出予算それぞれの各款項の補正額等を記載しております。これらの詳細につきましては、後ほど御説明いたします。

議案部分の説明は以上でございます。

それでは、続きまして、追加議案書⑤補正予算に関する説明書により、歳出について一括で御説明申し上げます。

恐れ入りますが、⑤の4ページ、5ページをお開きください。

それでは、説明いたします。

当該補正予算につきましては、給与改定に加え、令和4年度の人員体制を踏まえて、職員等の給与費を補正するものであります。

右端の説明欄のうち、給与改定に伴う評価額については、職員の勤勉手当のほか、議員及び常勤特別職に係る期末手当の引上げなど給与改定影響額を、また、その他の増減額については、人員体制に基づく給与改定以外の増減影響額をそれぞれ記載しております。

それでは、各費目の概要について御説明いたします。

まず、上段、1款1項1目議会費については右の説明欄を御覧いただきまして、まず、議員給与費については、議員2名の辞職に伴い1,050万8,000万円を減額するものであります。

また、議会の運営に要する職員給与費については議会事務局職員15人の給与費であり、現行の人員体制を踏まえ133万4,000円を増額するものでありまして、これらを合わせた目の合計は917万4,000円の減としております。

次に、その下、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、市長・副市長給与費を期末手当の引上げに伴い増額してまいります。

また、一般管理事務に要する職員給与費につきましては、市長公室や総務部、財務部等の管理部門の職員212名の給与費であります。職員の育児休業等に対応するため職員の加配を行ったことに伴い、2,887万1,000円を増額するものであり、目の合計では2,904万1,000円の増としております。

同じく9目出張所費につきましては、各出張所の職員13名の給与費を補正するものであり、現行の人員体制を踏まえ174万6,000円を増額するものであります。

同じく11目市民センター費につきましては、各市民センターの職員35名の給与費を補正するものであ

り、現行の人員体制を踏まえ1,348万5,000円を増額するものであります。

同じく17目芸術館費につきましては、芸術振興財団に勤務する外郭団体職員34人について、市職員に準じた給与改定を実施することに伴い、指定管理委託料及び運営補助金をそれぞれ増額するものであり、合計で194万5,000円の増額としております。

最下段、18目国際交流費につきましては、ページを返していただきまして、6ページ、7ページをお開きください。国際交流協会に勤務する外郭団体職員5人について、市職員に準じた給与改定等を実施することに伴い、指定管理委託料及び運営補助金をそれぞれ増額するものであり、合計で23万2,000円の増としております。

同じく20目男女平等参画センター費につきましては、男女平等参画センターの職員4名の給与費を補正するものであり、現行の人員体制を踏まえ65万円を増額するものであります。

次に、中段、2款総務費、2項徴税费、1目税務総務費であります。このうち税務事務に要する職員給与につきましては、税務事務所の職員101名の給与費であり、職員の育児休業等に伴い減額するものであります。

一方、会計年度任用職員の給与につきましては、この育児休業等を取得する職員の補充として増員を図ったため増額をするものでありまして、これらを合わせた目の合計は2,893万1,000円の減としております。

下段、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費につきましては、市民課の職員39名の給与費を補正するものでありまして、欠員等が生じた影響で2,725万8,000円を減額するものであります。

8ページ、9ページをお開き願います。

上段、2款総務費、4項選挙費、1目選挙管理委員会費につきましては、選挙管理委員会事務局の職員5名の給与費を補正するものであり、現行の人員体制を踏まえ146万円を減額するものであります。

次に、2款総務費、5項統計調査費、1目統計調査総務費につきましては、デジタルイノベーション課で統計業務に従事する職員2名の給与費を補正するものであり、現行の人員体制を踏まえ137万5,000円を増額するものであります。

次に、2款総務費、6項1目監査委員費につきましては、常勤監査委員の期末手当を引き上げるとともに、監査委員事務局の職員7名の給与費を現行の人員体制を踏まえ増額するものであり、目の合計については101万1,000円の増としております。

次に、16ページ、17ページまでお進みください。

ページ最下段になりますが、4款衛生費、3項墓園斎場費、2目斎場費につきましては、斎場の職員7名の給与費を補正するものであり、現行の人員体制を踏まえ51万円を減額するものであります。

18ページ、19ページをお開きください。

上段、4款衛生費、4項清掃費、1目清掃総務費につきましては、ごみ減量課、廃棄物対策課の職員19名の給与費を補正するものであり、現行の人員体制を踏まえ167万円を減額するものであります。

その下、2目塵芥処理費でございますが、このうち職員給与費は清掃事務所の職員94名の給与費であり、

欠員等が生じているため減額をしております。

一方、会計年度任用職員の給与費については、この欠員を補充するため増額するものでありまして、目の合計といたしましては663万2,000円の減としております。

同じく3目し尿処理費につきましては、衛生事業課の職員20名の給与費を補正するものであり、職員の育児休業等に伴い、777万2,000円を減額するものであります。

続いて、32ページ、33ページまでお進みください。

ページの下段、10款教育費、6項保健体育費、1目保健体育総務費につきましては、スポーツ課及び体育施設整備課職員16名の給与費を補正するものであり、現行の人員体制を踏まえ、113万4,000円を減額するものであります。

同じく2目体育施設費につきましては、スポーツ振興協会に勤務する外郭団体職員52人について、市職員に準じた給与改定を実施することに伴い、指定管理委託料及び運営補助金をそれぞれ増額するものであり、合計で223万1,000円を増額するものであります。

歳出予算の説明は以上でございます。

それでは、続いて、歳入予算の説明をいたしますので、恐れ入りますが、2ページ、3ページまでお戻りください。

まず、上段、21款1項1目繰越金につきましては、今回の補正に要する一般財源として2,597万1,000円を措置するものであります。

22款諸収入、5項5目雑入につきましては、会計年度任用職員に係る給与費の補正に伴い、社会保険掛金及び市町村職員共済組合の掛金をそれぞれ増額するものであり、目の合計については372万9,000円を増額するものであります。

歳入の説明は以上でございます。

なお、当該補正に関連する調書として、36ページから41ページにかけて給与費明細書を掲載しておりますので、お目通しをお願いしたいと存じます。

市議会議案第100号の総務環境委員会所管分の説明は以上でございます。

○高倉委員長 以上で、提出議案についての説明は全て終了いたしました。

それでは、これより順次、質疑を行ってまいります。

初めに、議案第79号 水戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について、質疑のある方は発言を願います。

田中委員。

○田中委員 かなり影響が大きい条例改正だと思っておりますので、幾つかお聞きしたいと思っております。

追加資料を頂きました。

まず、退職年齢が2年に1回、1歳ずつ増えるというふうになっていくわけですが、この再任用制度と当面は併用ということですか、どちらも存在すると。今日の資料①で言うと、2の(3)というふうになると思いますが、実際の問題として、その人たちが再任用で受け取る給料と、この後7割に減という話もありますが、60歳になったら給料が7割になるということで、どういう影響が出るのか。増えるの

か減るのかという辺りは人によって違うとは思いますが、大体どういうふうになるのかというのを教えていただけますか。

○高倉委員長 安里人事課長。

○安里人事課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

再任用と定年延長した場合の比較としまして、定年延長になりますと、一番大きいのは、再任用とかであれば期末手当・勤勉手当の支給割合が一般職員より抑制されているものに対して、定年延長の場合には一般職と同じ支給割合になります。人によって給料月額の方は7割措置で違うんですけども、例えば、非管理職の号給で退職された方のモデルと再任用した場合のこれまでの年間収入の比較をしますと、定年延長のほうが本人にとっては約100万円ぐらいの収入増と見込まれまして、人件費のほうでは共済金の負担金などを含めると、130万円程度の人件費の増加を見込んでおります。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 その部分はプラスといいますか、職が改善されるというふうにも思えるんですけども、その話はまた後ですとして、2の(2)なんですけれども、管理監督職の上限年齢制、いわゆる役職定年制というものですが、60歳を超えた翌年度は管理監督職以外になると。管理監督職というのは、今いろんな役職ありますけれども、簡単に言うと、どれから上が管理監督職なんですか。

○高倉委員長 安里人事課長。

○安里人事課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えします。

管理監督職につきましては、管理職手当が支給される職となっております、具体的には課長補佐以上の役職が管理職手当の支給対象となっております。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 そうしますと、今日頂いた資料②で見ますと、令和5年度は今までと何も変わりはないんですけども、令和6年度には61歳の方、その翌年度は61歳、62歳というふうになっていくわけですけども、平たく言うと、今まで上司だった方が部下になるということになるんだと思うんですよ。それが果たして、職場としてやりやすいのかなというふうにも思うんですが。例えば、部長さんだった方が課長補佐より下になるとか、そういうことになるのかなと思うんですけども、今まで部下だった人が例えば部長や課長になっていく中で、職場環境としてどうなのかなど。つまり、ふさわしい処遇というのはやっぱりあるべきであって、それぞれの経験を生かした適材適所という意味では、その辺の運用はうまくいくんでしょうか。何か考えていることがあるのか。そういうものが示されないと、61歳以降の人はいろんな不安もあるでしょうし、その辺の考え方が何かあれば教えていただきたい。

○高倉委員長 安里人事課長。

○安里人事課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

役職定年制を導入することによって立場が変わっていく中で、どのような運用を考えているのかという御質問なんですけども、今現在運用している再任用制度のほうにおいても、やはり一度退職をしまして再任用として運用されている中で、同じようなことがございます。また、役職定年制を導入するに当たって、どういう形で運用すれば、その職員の経験を十分生かしていけるのか、そこは多くの市町村の課題となっているとこ

るであります。今後、他団体とかの運用状況なんかも踏まえながら、実際に令和6年度から配置を確定していく中で、よりその職員の経験を生かせる運用の仕方というのはどういうものがあるのか、そういったものを検討しながら運営してまいりたいと考えております。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 さっきの説明では、新陳代謝を図るとか、組織の活力を維持するということで役職定年制なんだというふうにおっしゃいましたけれども、私が言ったような心配といたしますか、実際の問題として長く管理職をやっていたら実務から離れている人もいるでしょうし、配置によっては気を遣うといたしますか、いろんな不具合も出てくるんじゃないかなというふうにも思うので、その辺はちょっともう少し具体的にしていかないとまずいんじゃないかなというふうにも思うんですね。

もう一つは、この定年延長期間、さっきの資料②の期間は、65歳になるまではまだ期間がありますけれども、いずれにしてもその期間、2年置きですので、つまり退職者が出ない年が出ますよね。そうすると、令和7年、9年、11年、13年ですかね、そのときの、要するに新規採用というのはどうするのでしょうか。新陳代謝ということであれば、もちろん新人も入っていかないと、いずれ不均衡といたしますか、年齢構成にひずみが出てくる可能性もあるのかなと思うんですね。その辺はどういうふうを考えているのでしょうか。

○高倉委員長 安里人事課長。

○安里人事課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

委員御指摘のとおり、定年が引上げになる令和5年度、令和7年度、令和9年度などの年度においては定年退職者が生じないこととなりまして、新人採用に影響は出るんですけれども、ただ、再任用制度で今現在任用されている方がおりまして、定年退職は生じないんですけれども、必ず再任用も任期満了というのが生じることになっております。また、年度によって異なるんですけれども、再任用任期満了以外にも勸奨退職者、普通退職者も人数がある程度いることから、採用については毎年度実施できると考えております。

なお、令和5年度の再任用の任期満了予定者については22人、令和7年度任期満了者については26人、今決定しておりますので、一定数の採用のほうは確保できるのかなと考えております。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 この問題は国会でもさんざん議論になっていて、総務省は人ごとというか、定年引上げ期間中の一時的調整のための定員措置が必要であるかどうかは、自治体それぞれでよく検討してくれと言って、必要があれば助言しますみたいなことで、財政的に、例えば一定定数をその期間増やしてもいいよということまでは言っていないんですね。だから、今おっしゃったような再任用分の補充ということで果たして十分なのかという問題もあると思うので、そこはよく検討してもらいたいなというふうに思ったところです。

もう一つは、私が一番問題じゃないかと思うのは、2の(4)です。60歳を超えますと、給料が7割に減るということなんです。年金の支給開始年齢が65歳になるので、それと連動して定年が伸びるということなんだと思うんです。しかし、賃金がダウンするというのはちょっと問題じゃないかと私は思っているんです。経験に応じて適切に給料がきちっと上がっていくということであるべきであって、もう一つ、2の(5)も一緒なんですけれども、55歳を超えますと、勤務成績が極めて良好または特に良好である場合だけ昇給

するということになっていますよね。そうすると、そうでない人は、つまり55歳のときの給料のまま60歳を迎え、61歳からはさらに7割になってしまうということで、どうしてこういうことするのかなど。きちんと昇給はするべきだし、7割へのカットというのはすべきでないんじゃないかなというふうに思うんですけども、この考え方をもう一度御説明いただけますか。

○高倉委員長 安里人事課長。

○安里人事課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えします。

60歳を超える職員の給与措置に関しまして、人事院のほうから平成30年8月10日に出されました、定年を段階別に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出において、賃金構造基本統計調査では、民間企業の60歳代前半層の従業員の年間給与は企業規模10人以上で515万2,000円、100人以上の規模で596万7,000円となっていて、50歳台後半層の年間給与と比較をすると、企業規模10人以上で68.8%、100人以上で70.1%となっております。

また、人事院が実施した職種別民間給与実態調査においても、定年を60歳から61歳以上に引き上げている事業所の60歳を超える従業員の年間給与水準のほうを見ても、平均で60歳前の7割台となっている結果が出ております。

そういった中で、国においては、60歳超えの職員の給与水準を民間給与における高齢期雇用の実情を踏まえて、7割措置をするとしたものでございます。

地方公務員の給与についても、職員の給与は社会一般の情勢に適用すること、国及び他の地方公共団体の給与、民間企業の給与、その他事情を考慮するとされておりまして、これらを踏まえ、国に準じて7割措置を行う必要があると考えております。

また、昇給の抑制についても、国においては、平成26年から昇給の抑制措置のほうを行っておりまして、今回の定年引上げとあわせて国と同様の制度にするよう求められていることから、今回提案のほうをさせていただき次第です。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 民間給与にあわせるというような趣旨だったと思うんですけども、先ほども申し上げましたけれども、そもそも雇用継続とか再雇用を認められる代わりに賃金が下がったり、子会社に出向したりというような、いろんな待遇が落ちるとというのが世間一般なんですよね。それに公務員があわせてしまうと上がりようがないというか、むしろ高齢者の処遇を引き上げるべきなので、その考え方についてはちょっと私としては同意できないなというふうに思っています。

もう一つ聞きたいのは、この(5)の、先ほどもちょっと申し上げましたが、勤務成績が極めて良好または特に良好という方は昇給になるんですけども、全体として割合は、ここに当てはまる人たちというのはどれぐらいいらっしゃるんですか。

○高倉委員長 安里人事課長。

○安里人事課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えします。

高齢層職員の昇給のうち、どれぐらいの割合でその該当が出るのかということで、極めて良好のほうに5%、特に良好が30%、合わせて35%となっております。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 そうすると、65%の方は昇給にならないということになるんですか。

○高倉委員長 安里人事課長。

○安里人事課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えします。

55歳以降、極めて良好、特に良好に該当ならなかった場合には、委員御指摘のとおり昇給はない形になります。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 そうすると、仮に55歳から昇給がなくて60歳を迎えました。そして、給与が7割に下がりますと。で、65歳まで働きますということになるんだけれども、再任用と61歳以降の7割との比較で言えば、再任用よりは7割のほうが多いような話を最初されたんですけども、結局、退職時の給与というのはその方の将来の年金に影響しますよね。55歳から昇給がなく、61歳から7割になるというのは、結構な不利益になるんじゃないかなと思うんですけども、その辺はどうお考えになるのでしょうか。

○高倉委員長 安里人事課長。

○安里人事課長 先ほど説明したとおり、国においては60歳超えの給与水準については民間企業における高齢期雇用の実情を踏まえるということになっておりますので、委員の御指摘もごさいますが、国に準じた給与制度にすることが法の趣旨に沿うものと考えております。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 ちょっと疑問は尽きないんですが、いずれにしても、この役職定年制の問題だとか、人事評価が適切に昇給に響きますから、それが適正なのかどうかとか、職員の皆さんが納得する形で説明されなければ、いろいろ問題が起きるんじゃないかなというふうに私は思いますので、その点、指摘をして質疑は終わりたいと思います。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 まず第1点は、将来における職員定数というのはどうなっちゃうの。要するに、現在は退職者がいて、その補充に新規採用をやってきたと。これが令和13年度、定年が65歳になるまでずっといくと、水戸市の職員定数はどのようにっていくかというのはシミュレーションできているんでしょう。そうすると、一般職員が何人、再任用が何人、新採が何人という予定表というのはあるわけでしょう。そうすると、我々が考えるには、この定数に入る人が毎年毎年増えれば、その分新規採用は少なくなるでしょう。だから水戸市の職員定数の枠はどのようにっていくのか。これ、一回も我々に説明がないんでね。あれは出ていますよ、61歳から65歳まで上がるんですよと。この年度において、職員定数はどうなっていくのかというのをちょっと説明して。

○高倉委員長 熊田参事兼行政経営課長。

○熊田総務部参事兼行政経営課長 ただいまの福島委員の御質問にお答えいたします。

職員定数については、現在の各年度の事業の状況、進捗や収束などを踏まえまして、毎年度その必要性を受け、より適正な職員定数について査定をしているところでございます。

基本的には、今後の定年延長においても、その流れでの査定をしていきたいと考えてございますので、そ

ういった中で基本的には同じような推移をたどるものと考えております。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 それは詭弁でね、現実には、退職者が何年には何人というのはもう分かっているんだから。そうでしょう。そうしたら、どんどんそういう人が増えれば、同じく新採で雇っていたら水戸市の職員定数はどんどん増えていってしまうでしょう、単純計算すると。だから、定数の枠はどうなっているんだという質問です。だって、それはシミュレーションでできているんでしょうよ。あなたが出したやつは再任用で増えていくというだけで、水戸市の職員定数がどうなっているんだと、これは基本じゃないのか。基本の職員定数というのが崩れちゃう。場当たりの、その年その年でやるのか。我々が想像するのは、昔は100人採用したとか、いろいろあったけれども、年代別ではいつも同じじゃないんだよ。定数は変わるんだから。だけど、全体の枠は議会の議決で決まっている。けれども、これ、定年が65歳までになったら、そのときに職員定数はどうなっているのか。

じゃ、もう一回簡単に質問するけれども、職員の定数の枠に入るんでしょう、そうでしょう。給与が7割だと言ったって、市民の税金で払うんだもん。そうすると、職員定数はどうなってくるんだと。そのシミュレーションが全然ないでしょう、今。それを出してくれなきゃ困る。

○高倉委員長 熊田行政経営課長。

○熊田総務部参事兼行政経営課長 ただいまの福島委員の御質問にお答えいたします。

今現在でも、委員のおっしゃるとおり、再任用についても定数の中に含まれているということでございます。そういう意味では、65歳までの職員につきましては、定数の中に含まれているということでございますので、65歳に定年が延長になっても、その場合にはこれまでの再任用が定年延長のほうにシフトしていくということで考えておりますので、そういった意味では、これまでの定数に大きく変化が生じるものとは考えておりません。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 考えていないということは、再任用になった人を職員定数に入れるんだから。そして、新しい採用は減っていくということ。だから、65歳になるのって、これ何年、13年度の枠、そういうシミュレーションができていないのか。できているでしょうよ。再任用が何人ぐらいで、そうすると、その年は職員定数があるから新採は去年よりも5割減ったとか。そうでしょう。そうじゃなければ、財政基準で給料払わなきゃならないんだから、みだりに再任用がいっぱいいて、新採もいっぱいって、そうすると、あなたは仕事が楽かもしれないけれども、そうしたら財政がやっていけないだろう。だから、そこら辺が何人ずつ、定数がどうなんだっていうのは、この表を出されたけれども、これと同じように、20人ぐらいずつ増えていくんなら新採はその分減るんですよとか、ないのか、どういう考えでいるのか。そこら辺の基本のシミュレーションの数字は、もうできているんでしょう。

○高倉委員長 熊田行政経営課長。

○熊田総務部参事兼行政経営課長 私のほうの説明がちょっと分かりづらかったようで、申し訳ありません。

改めて御説明をさせていただきますが、今現在、65歳までの再任用職員が現状おりますので、その方については職員定数に含まれております。その再任用の方がお辞めになれば、当然その補充分として職員を採

用しているというところでございます。これについては、今後、段階的に職員の定年が延長されていきますが、当然そうなると、再任用の部分というのはその分だけ定年延長のほうに置き換わってきますので、そういう意味では全体の再任用の部分と定年延長の職員の数字としては大きく変わらないと考えております。65歳までの人数としては、現在の再任用の人数と、それから定年延長した場合でも定年延長か再任用かという位置づけが違うだけで、そういった部分の人数はそれほど変わらないと考えておりますので、基本的には、これまでの定数の数字は継続されるものと考えているということです。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、今までどおりで何ら変わらないと。だけど、我々の計算では、再任用が増えれば新採が少なくなるじゃない。ただ、私ら、時代的背景を考えると、少子化でだんだん若い人の働く場が少なくなっていくと同時に、またそうなれば、極端なことを言えば、全体がまた減っていくんだから、そういう面からしても仕事量が減っていくわけです。だから、再任用はどんどん定年が増えていけば増えていくほど、今度は若い人の職場がなくなる。なくなっても逆に若い人が少なくなってしまう、だから、補充するんだと。極端なことを言えば、高齢化社会だから60歳過ぎても働く場をつくるんだという体制なのか。だから、これで私が言っているのが間違っているんだと、定数が変わらないと言ったら、これだけ再任用が入って二十何人、三十何人でやれば5年すれば150人ぐらい再任用になるわけだ。そうしたら、当然その分新採が減るんじゃないの、そうじゃないの。同じなの。これ、一つもそこが、プラスマイナスの計算ができないんだよ。5年間で150人ぐらい増えるんだから。そうでしょうよ。そうしたら、その分、新採は毎年毎年10人ぐらいずつ減っていくんじゃない。定数の枠は変わらないんでしょう。そうでしょうよ。そうしたら、そういう計算になるのと違うの。

○高倉委員長 課長、言葉で言うのと、やっぱり目で見て分かるのとありますから……

[発言する者あり]

○高倉委員長 同じ説明をしてもなかなか分かりにくいのかなと思うので……

[発言する者あり]

○高倉委員長 変わらないということが分かる新しい資料、作れますか。

[発言する者あり]

○高倉委員長 熊田行政経営課長。

○熊田総務部参事兼行政経営課長 ただいま、委員長から御提案がありましたので、そういった資料を準備して、明日御説明しますので。

[発言する者あり]

○高倉委員長 じゃ、ただいまの資料、明日提出を求めることでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○高倉委員長 じゃ、執行部は、そのようにお願いいたします。

ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○高倉委員長 ないようですので、議案第79号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第95号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第8号）（ただし、第1表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分、第6款、第8款、第9款及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第2表債務負担行為補正を除く）について、質疑のある方は発言を願います。

田中委員。

○田中委員 質問をさせていただきます。

補正予算なんですけれども、議案書②の4ページ、5ページの一番下段ですが、市民会館費、G7内務・安全担当大臣会合経費1,010万円とあります。これは、さっき簡単な説明がありましたけれども、もう少し詳しく、いつ、どういう人が何人くらい来て、何をやる会合なのか、概略をお聞かせいただきたいと思っています。

○高倉委員長 須藤参事兼新市民会館整備課長。

○須藤市民協働部参事兼新市民会館整備課長 御質問にお答えいたします。

この会合につきましては、来年の12月8日から10日までの3日間におきまして、本市で開催することが決定したものでございます。

会合の名称はG7茨城水戸内務・安全担当大臣会合と申しまして、その会議に出席される方々はG7の構成国の担当大臣の方々、それから、関係の随行者の方々、そういった方々が水戸に集まって会合を行うということです。規模といたしまして、日本の所管省庁が警察庁になりますけれども、警察庁による見込みといたしましては、随行者なども含めまして200人規模ぐらいの会合となるというふうに伺っております。

以上です。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 この1,010万円というのは、なぜこの額なのかということなんです、これで全体が済むというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○高倉委員長 須藤新市民会館整備課長。

○須藤市民協働部参事兼新市民会館整備課長 お答えいたします。

1,010万円の内訳といたしましては、今後、来年早々に設立する地元の協議会に対する負担金が1,000万円、その他10万円は附帯事務費として警察庁との交渉などに行う旅費の部分で10万円、それで1,010万円でございます。

1,000万円の根拠につきましては、今後、G7茨城水戸内務・安全担当大臣会合推進協議会というものを来年早々に立ち上げる予定になっております。そこで構成される協議会の構成員としましては、県、それから水戸市、それから関係団体の方々が構成する協議会になりますけれども、そのうち、令和4年度分の事業費として2,000万円の事業費を見込んでおります。この2,000万円の事業費を県と市と折半、2分の1ずつ負担するという積算根拠で、このたび1,000万円の予算を要求しているものでございます。

それから、過去に、平成28年、それから令和元年にそれぞれつくば市でG7の会合、G20の会合が行われたことがございまして、そのときも同様に、茨城県、つくば市を中心に協議会が発足しておりました。そのときの決算額を伺いますと、平成28年のときは協議会の決算額が総額で約9,800万円、それから令和元年のG20のときの協議会の決算額が約9,600万円ということでした。このたび、年度

が令和4年、5年というようにまたがってしまうこととなりますけれども、2か年の全体の協議会の予算額といたしましては、大体同程度になるものと考えております。

このたび、令和4年度分として1,000万円を要求させていただいておりますが、令和5年度分の負担金につきましては、3月議会におきまして、新年度予算の中で改めて審議していただきたいと考えておりますけれども、3,000万円から4,000万円程度が協議会の負担金として、来年度見てもらいたいというふうに考えております。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 3日間で約1億円ですか。随分かかるなと思いますが、大臣会合ですから、主催者は国なんだと思うんですけども、どうしてこんなにかかるのかな、何に使うのかな、その200人の方々の飲食だとか、移動だとか、というのは国が持つんじゃないんですか。この規模の理由がちょっと理解できていないんですが、御説明いただきたいのと、市民会館費ってことは、全てのそういう会合が市民会館で行われるというふうな理解でよろしいのかもあわせてお聞かせください。

○高倉委員長 須藤新市民会館整備課長。

○須藤市民協働部参事兼新市民会館整備課長 お答えいたします。

この地元で発足する協議会につきましては、大きく3つの役割を想定してございます。

1点目が、その会合の開催支援。

2点目といたしましては、おもてなしでございます。

3点目が魅力の発信ということで、茨城や水戸の魅力を対外的に発信していくということが大きな役割として考えております。

そのうち、会議の本体にかかる経費につきましては国の負担ということで、警察庁が国の予算で予算措置をして会議を実際に開催するということになります。

一方で、この協議会の役割といたしましては、その周辺の開催を支援していく事業であるとか、また、おもてなしをすることで各国の方々の満足度を高めていくと、そういった内容であるとか、それから、茨城・水戸で開催するというようになりますので、国内外に対しまして茨城・水戸の魅力発信をしていくと、そういった部分につきましては、警察庁の予算で対応ということではなく、地元での開催ということになりますので、協議会における事業において対応してまいりたいというふうに考えております。

2点目の御質問で、市民会館費で予算措置をしているという理由でございますけれども、この来賓会合を茨城県と連携して誘致をしていく過程の中で、メインとなる会場を新市民会館で行うということを提案して進めてきたということがございますので、予算科目については市民会館費ということで予算要求をさせていただいているところでございます。

現在、警察庁との協議の中で、メインの会場を新市民会館で行うということを前提に、今協議を進めているところでございます。

以上です。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 おもてなしの範囲がどこまでいくのかよく分からないんですけども、ちなみに市民会館の利

用料は取るんですか。

○高倉委員長 須藤新市民会館整備課長。

○須藤市民協働部参事兼新市民会館整備課長 お答えいたします。

過去につくば市で開催されましたG7、G20の例を踏まえますと、会場の使用に当たっての利用料金は国に負担していただいているという話は聞いています。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 よく検討して考えたいと思うんですが、素朴な疑問として、例えばつくば市ですと、科学技術担当大臣会合とか、つまり、文科系とか教育系とか観光系の大臣ならまだ分かるんですけども、今回、警察庁の所管ということで、そういうことからして宣伝効果とか波及効果というのは、どれだけあるのかなという素朴な疑問があります。

もう一つは、今、要人警護、非常に厳しいといいますが、嚴重です。私たちが県議選で政党の幹部1人来ただけですごい数のSPが来るという状況がある中で、200人となると、これはかなり大変なんじゃないかなというふうに思うんですが、そういう身近な交流というレベルに至らない、つまり接触できないみたいな、市内の交通規制も含め、そういうことを私は想像するんですけども、どういうふうにお考えでしょうか。

○高倉委員長 須藤新市民会館整備課長。

○須藤市民協働部参事兼新市民会館整備課長 お答えいたします。

この協議会における具体的な事業につきましては、来年早々に発足する協議会における事業計画の中で、綿密に議論をしていきたいというふうに考えております。

その中で、御指摘のとおり、要人警護の問題であるとか、そういった懸念は御指摘されましたけれども、安全に開催されるということがまず大前提ということになります。その点を十分に踏まえまして、警察庁、それから茨城県、茨城県警察と連携を密にして協議をいたしまして、効果の高い事業を実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○高倉委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第95号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第99号 水戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言願います。

田中委員。

○田中委員 今回の給与条例は初任給、大卒3,000円、高卒4,000円引上げのほか、勤勉手当の引上げということで、マイナスはないと思うんですが、この影響額と一人当たりどれぐらい引き上がるのか、また、いつも聞いていることですが、モデル世帯ではどんな状況なのかを教えてくださいと思います。

○高倉委員長 安里人事課長。

○安里人事課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

まず、今回の改定による影響額でございますが、全会計の総額で約1億2,000万円の増と見込んでおります。

また、職員一人当たりの増額につきましては、年間5万2,000円の増額と試算しております。職員のモデル別影響額でございますが、25歳で独身の主事が年間で7万7,000円の増、35歳で配偶者と子ども1人の係長が年間で3万4,000円の増、45歳で配偶者と子ども2人の課長補佐が年間4万4,000円の増、50歳で配偶者と子ども2人の課長で年間約5万1,000円の増という試算をしております。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第99号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第100号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第9号）（ただし、別表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分、第5款、第6款、第7款、第8款、第9款及び第10款中文教福祉委員会所管分を除く）について、質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第100号についての質疑を終わらせていただきます。

以上をもちまして、質疑は全て終了いたしました。

本日の委員会は、この程度をもって散会したいと思います。

なお、明日の委員会は午前10時に開会いたしますので、御承知おき願います。

それでは、以上をもちまして、本日の総務環境委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時24分 散会